**賃金控除に関する協定書**

株式会社○○○○（以下「会社」という。）と株式会社○○○○従業員代表□□□□は、労働基準法第２４条第１項ただし書きに基づき、賃金控除に関し、次のとおり協定する。

（賃金からの控除）

第 条 会社は、毎月10日、賃金支払の際に次に掲げるものを控除して支払うことができる。

(1) 社宅使用料

(2) 食事代

(3) 自動車保険料、生命保険料、損害保険料

(4) 互助会費

(5) 財形貯蓄積立金

（賃金以外での控除）

第 条 前記（5）については、従業員の希望により賞与支払の際、(1)から(5)について未払金を残したまま従業員が死亡または退職したときは、退職金支払の際、それぞれ控除することができる。

（協定の効力）

第 条 この協定は●●年●●月●●日から有効とする。

（改廃の手続き）

第 条 この協定は、いずれかの当事者が30日前に文書による破棄の通告をしない限り、効力を有するものとする。

以上

　　年　　月　　日

株式会社○○○○

代表取締役 　　　　 印

従業員代表 　　　　 印